

ホースポイントサービス利用規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社 DMM.com 証券（以下、「当社」といいます。）の競走用馬ファンド取引（DMM バスーシー）（以下、「本取引」といいます。）上で運営するポイントサービス（以下、「ホースポイント」といいます。）に関する利用について定めることを目的とします。

第2条（定義）

ホースポイントにおいて用いられる用語については、次の各号のとおり定義します。

- (1) 「ホースポイント」とは、当社が提供する本取引において、ホースポイント利用者に対して加算するポイントのことをいいます。
- (2) 「ホースポイント利用者」とは、本取引のために取引アカウントを有し、本規約の内容を承諾する者をいいます。

第3条（ホースポイントの発行）

当社は、ホースポイント利用者に対して、当社所定の方法により、1 円 = 1 ホースポイントの発行ができるものとします。

- 2 ホースポイント利用者が保有できるホースポイントの総額は、当社所定の額を超えない範囲内とします。
- 3 当社は、あらかじめ、当社が相当と認める方法によりホースポイント利用者に通知又は公表し、ホースポイントの付与率を変更することができるものとします。
- 4 本条第1項の発行があったときは、当社は、本取引に係る取引管理システム上に記入されることをもって発行するものとします。ただし、次の場合、当社はホースポイント発行の取消をすることができるものとします。
 - (1) 本条第1項に定める最高加算単位の範囲外であった場合
 - (2) 本条第2項に定める保有限度を超過してホースポイントの発行をした場合
 - (3) ホースポイントの獲得において本取引サービス約款に違反があったと当社が判断した場合

第4条（ホースポイントの使用）

ホースポイント利用者は、発行されたホースポイントを、新規申し込みの競走馬出資金に充当する目的において使用することができます。なお、競走馬出資金の積立制度でホースポイントを使用する場合、初回の積立額で使用するものとします。

- 2 前項各号の基準及び方法を、本取引サービスの WEB サイトにおいて公表する方法により告知するものとします。
- 3 ホースポイント利用者が前項の目的でホースポイントを使用する場合、当社所定の方法並びに当社所定の単位にて、手続きを行うこととします。ただし、次の場合は、ホースポイントの使用ができないものとします。
 - (1) ホースポイント利用者が当社所定の方法で手続きを行わなかった場合

- (2) 当社所定の単位に達していなかった場合
- (3) 本条第1項に定めるサービス等の提供が中断又は停止若しくは終了している場合
- 4 ホースポイント利用者は、ホースポイントの使用手続きを完了した場合、当社が特別に許可した場合を除き、当社は「ホースポイント」使用の取消は行わないものとします。
- 5 ホースポイントは、現金又は当社が別に運営する取引応援ポイント(DMMFX、DMMCFD、DMM 株)に換えることはできません。
- 6 ホースポイントは、同ポイント付与以降、新規申込みの出資金に充当することができ、ホースポイント利用者は、1 ホースポイント=1 円として使用することができます。

第5条（ホースポイントの譲渡）

ホースポイント利用者は、理由の如何を問わず自己に付与されたホースポイントを第三者に譲渡することはできないものとします。

第6条（ホースポイントの有効期限）

当社は、「ホースポイント」の有効期限を定めることができるものとし、有効期限までに使用されなかったホースポイントは、失効とすることができるものとします。

- 2 有効期限は、本取引サービスの WEB サイトにおいて公表する方法により告知するものとします。

第7条（ホースポイントの失効）

ホースポイント利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、ホースポイントの権利や利益を失うものとします。

- (1) 本取引の利用停止又は解約がなされた場合
- (2) 本取引の契約締結前交付書面等やホースポイント利用規約、その他関連法令諸規則等に違反した場合
- (3) 本取引に相続が発生した場合（出資持ち分を承継する場合を含みます。）
- (4) 当社が、ホースポイントのサービス提供中止を決定し、第8条の定める手続きにより公表してから14日を過ぎた日
- (5) ホースポイントを、他に譲渡、質入れ、その他処分をした場合
- (6) 競走馬出資金の積み立てでホースポイントを使用した場合で、その後、当該ホースポイントを使用した出資申込みがキャンセルとなった場合

- 2 一旦、失効となったホースポイントは、理由の如何を問わず、有効にすることはできないものとします。

第8条（本規約の改訂）

本規約の改訂をする場合、当社は、あらかじめ、当社が相当と認める方法によりホースポイント利用者に通知又は公表し、新利用規約は当該通知又は公表内容に指定された時をもってその効力を生ずるものとします。

第9条（公租公課その他の費用）

ホースポイント利用者は、ホースポイントに係る公租公課等の費用を負担することとします。

第10条（解釈の疑義）

本利用規約に定めのない事項について疑義が生じた時は、本取引サービス契約締結前交付書面に従うほか、双方誠意を持って協議し円満解決を図るものとします。

以上

平成 29 年 8 月 5 日 制定

令和 5 年 7 月 18 日 改訂

令和 6 年 6 月 22 日 改訂